

東久留米市都市計画マスタープラン（素案）に対する パブリックコメントの実施について

1. 概要

パブリックコメント（市民意見募集手続き）とは、市が重要な施策などを定めるときに、その施策の趣旨や内容などの案をあらかじめ公表し、広く市民などから意見を求め、提出された意見に対する市長の考え方を明らかにするとともに、意見を考慮して施策などを決定する一連の手続きのこと。

意見募集終了後、「提出された意見の概要」や「提出された意見に対する市長の考え方」「素案を修正した場合における修正案の内容」について、原則として公表する。

2. 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

3. 実施期間

令和3年9月1日から9月21日（21日間）

4. 実施手法

（素案の公表）

- ・都市計画課窓口、市政情報コーナー、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館
- ・市ホームページ

（意見の受付）

- ・郵送、ファクス、電子メール等

5. 周知方法

- ・市広報（9月1日号）
- ・市ホームページ